

令和2年9月24日

令和2年第10回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和2年9月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第10回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(14名)	1番 小針 金之	8番 八木 喜孝
	2番 鈴木 正志	9番 小針 保敏
	3番 鈴木 正浩	10番 倉鎌 利治
	4番 石森 博信	11番 有賀 昇
	5番 須藤 安昭	12番 吉村 明美
	6番 高林きくみ	13番 仁井田 健
	7番 渡邊 利秋	14番 眞弓 泰行

◎ 欠席委員 無し

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井 浩一 主査 佐久間 充

◎ 本日午後1時30分、八木職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

4番 石森 博信 5番 須藤 安昭

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第32号番号1の調査員 鈴木正志委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 2番委員 議案第32号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(鈴木 正志)

9月15日、吉村明美委員、事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は、南須釜字青井沢■■■番■、■■■番■、■■■番■、■■■番■、南須釜字蟹沢■■番■、南須釜字高屋敷■■番■の6筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■さんは、会社役員を務めている中、農業に興味を持っていました。当該申請地は、譲渡人の■■さんが、今年相続した農地であるが遠方に住んでいることから管理に苦慮していましたが、■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのことであります。

■■さんは、農業を始めるにあたり、実母が玉川村に住んでいることもあり協力を得ながら、水稻・きゅうり・なす等の野菜を作る計画をし、経営していくとのことです。

■■さんが所有する取得後の農地面積は下限面積の10aを超えるため問題はありません。また、地域との調和要件についても地域の取組み

に協力、調整を行うとのことであります。

兩人とも承知しており、特に問題は無いものと思われま

す。以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいた

- ◎ 議 長 ただいま調査員の鈴木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第32号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第32号番号1は、原案どおり可決されました。次に議案第32号番号2及び議案第32号番号3の調査員 渡邊利秋委員から、一括して調査報告をお願いいたします。

- ◎ 7 番委員 (渡邊 利秋) 議案第32号番号2、議案第32号番号3について、関連しているため一括して調査結果を報告させていただきます。

9月15日、眞野目正昭推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。議案第32号番号2の申請地は、四辻新田字村中■番■、譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さんです。議案第■■■号番号3の申請地は、四辻新田字村中■■番です。譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さんであります。場所は議案書を参照して頂きたいと思

います。現地確認後、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんに話を伺

しました。当該申請地は、玉川村旧四辻分校観光交流拠点として村で事業実施を予定していますが、■■■■■さんの農地が事業予定地にありました。しかし、■■■さんは今後も同等の面積で農業を継続したい意思を持っていて、最寄りの事業予定地に掛からない農地を所有していた■■■■■さんと■■■■■さんが■■■さんの意思を尊重し、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのことであります。

■■■■■さんの所有する農地面積は下限面積の10aを超えるため問題はありませ

ません。また、申請地は自宅に近い事から管理も容易であり、

地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとのこと

- ◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第32号番号2及び議案第32号番号3を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第32号番号2及び議案第32号番号3は、原案どおり可決されました。次に議案第33号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 事務局より説明がありました。議案第33号番号1の調査員 渡邊利秋委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 7 番委員 (渡邊 利秋) 議案第33号番号1について、調査報告させていただきます。9月15日、眞野目正昭推進委員、事務局とともに現地確認をいたしました。

申請地は、四辻新田字村中■■番■で、地目は田です。他に、四辻新田字村中■■番■、■■番、■■番、■■番で、地目は畑で、合計5筆あります。場所については議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、譲受人の■■■と譲渡人の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんに話を伺いました。

今回、隣接している旧四辻分校をリノベーションし観光交流施設として、令和3年度より村で事業実施を予定しています。当該申請地は、その施設に付帯する設備として、園路、駐車場兼広場、トイレ棟、地流しなど、施設利用者のため、設備を設置する必要があるため、農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのこととあります。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満であり、周囲に、宅地、山林もあることから、第2種農地に該当すると思われ、転用は可能な農地であります。

また、建築することにより周辺農地への日照等支障を及ぼすおそれはなく、排水処理については、汚水は浄化槽を設置し県道の既存排水路へ、雨水は敷地内で自然浸透させるため、心配ないものと思われま。

両人とも承知しており問題はございません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の渡邊委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 9 番委員 (小針 保敏) 転用の目的ですが、通路・駐車場等と記載されているが、通路をつくる理由はあるのでしょうか。

◎ 事 務 局 現在旧四辻分校へ通る道は使わず、施設利用者は新たに整備する通路を使用することとしています。

- ◎ 議 長 その他ございませんか。
- (なしの声あり)
- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 3 3 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 3 3 号番号 1 は、原案どおり可決されました。次に、議案第 3 4 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明お願いいたします。
- (朗読・説明)
- ◎ 議 長 次に議案第 3 4 号番号 1 の調査員の鈴木正浩委員から調査報告をお願いいたします。
- ◎ 3 番委員 (鈴木 正浩) 議案第 3 4 号番号 1 について、調査報告させていただきます。
- 9 月 1 5 日、事務局とともに現地確認をいたしました。申請地は、北須釜字中屋敷■■番■で、公簿が畑、現況は休耕中であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。設定人の■■■■さんは、被設定人の■■■■さんの実父であります。
- 現地確認後、■■■■さんと■■■■さんに話を伺いました。
- さんは、現在、両親、妻、妹と同居しておりますが、住宅の老朽化に伴って、この度住宅を取り壊し、新たに建築する事にしました。
- 現在の住宅より道路側に建築したい事から、既存宅地に隣接する申請地が最適であると判断し、今回の農地法第 5 条の農地転用許可の申請になったとのことであります。
- また、申請地には 4 5 年ほど前に池がありましたが、農地であるにも関わらず、埋め立てて、庭及び通路として利用してしまい、現在に至っております。この件について、設定人の■■さんは深く反省しており、今後この様なことがないようにしたいとの事であります。
- 申請地は、村道沿いでありますが、農地の広がりからみて第 1 種農地ですが、例外事項の「既存の施設の拡張」として認め、転用が可能な農地で、問題は無いものと思われま。
- また、雨水の排水処理については、一部は自然浸透、一部は村道の既存側溝へ流し、汚水は合併浄化槽にて処理後、既存側溝に流す計画をしております、心配ないものと思われま。
- 両人とも承知しており問題はありませ。
- 以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 ただいま調査員の鈴木委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 10 番委員 (倉鎌 利治) ■■■■さんと■■■■さんは親子関係でよろしいでしょうか。

- ◎ 3 番委員 ■■■■■さんは■■■さんの実父でございます。
(鈴木 正浩)
- ◎ 10 番委員 転用の目的のなかに、使用貸借権設定 30 年とあるが、年数の理由は
(倉鎌 利治) 分るでしょうか。
- ◎ 事務局 設定年数については、申請者同士の決めた内容のため、理由までは確認はしておりません。
- ◎ 議長 本人より 30 年という計画で申請されているので、この内容で判断していきたいと思います。
- ◎ 議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 34 号
番号 1 を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 34 号番号 1 は原案のとおり可決されました。
本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)
- 6 その他
- 1 次回日程 令和 2 年 10 月 23 日 (金) 午後 1 時 30 分
玉川村就業改善センター 1 階 産就室
- 2 福島県農業会議行事予定
- ◎ 事務局 資料に基づき説明。
- 3 荒廃農地の発生・解消に関する調査について
- ◎ 事務局 資料に基づき説明。調査報告期限：11 月 13 日まで
- ◎ 議長 その他ありませんか。

(なしの声あり)
- ◎ 会長 それではないようでありますので、その他を終わります。
- 7 閉 会 高林職務代理者
- ◎ 午後 2 時 10 分総会終了